

会 議 録

会議の名称	第 6 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成 2 7 年 9 月 2 8 日（月）
開催時間	午後 3 時 から 午後 4 時 4 5 分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎 4 階 会議室 4 0 3
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	渡部 勲、神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、東川 勲、南 宣男、長谷川 博、内山欣春、池澤照江、弓木和子 1 0 人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	なし
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 3 人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 （1）答申書について ～～答 申～～ （2）今後の検討事項について （3）その他

	4 閉会
配布資料	会議次第 自治基本条例に規定する自治のあり方の検証に係る答申書（案）（9月14日版） 自治基本条例に規定する自治のあり方の検証に係る答申書（案）（9月24日版） 参画と協働のまちづくり審議会 答申書（案）に係る意見と反映状況 参画と協働のまちづくり審議会 今後の検討事項（案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。 2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。 3 会議事項 (1) 答申書について 事務局から資料1について、説明がなされた。 (質疑) ありがとうございました。かなり濃い内容の報告となっております。御提案いただいたこの修正案に基づいて皆様の御意見をお聞きしたいと思います。 基本的に私はこれで結構だと思います。ただ、6ページの「市民や第三者の専門家から意見聴取をする」ということと、審議会にそれを入れるということとは別のことなのです。審議会条例にそのことが書いてあったら、いらないのではないかというのはちょっと違うと思います。 私がここで指摘したのは、もっと専門家から審議会として、直接意見聴取をするという検証が必要だということです。もうひとつ、このことを考えると、第三者の専門家からというのは、いわゆる公聴会などを含めてやるべきではないかというのが頭にあったので書いたものです。 このことについては、今後、審議会では検証のあり方について話し合うことになっているので、特にこだわりません。 神田さんの御意見と同じなのですが、要は審議会の運営の方法なのです。委員としてずっと入ってもらいたいこ
内山会長	
事務局（内田主査）	
内山会長	
A委員	
B委員	

	とではなくて、ある一時点で、オブザーバー的に入ってもらって、御意見をいただくという、そういうふうな形もあろうかと思います。 皆さん見識を持って審議会に参加されてはいますけど、やっぱり違う視点で御意見をいただくことも有益ではないかなと思いますので、運営の中で必要であればそういう方に出তেいいただいて、御意見をいただくというのも非常に私はいいいのではないかなと思います。これは、これからの運営を考えていく中で御検討いただきたいと思います。 それから、これは答申ということですが、結果を市長に答申いたしますが、答申の内容については、当然市民に広く公開して周知してもらうことが必要ですよ。答申は公表されるのですか。
事務局（内田主査）	答申は基本的にはホームページになるかと思いますが、全文を掲載いたします。
B委員	我々だけで検証したものを市長に出して、分かりましたというのでは全然意味がないので、市民が結果について、知らなければいけないし、周知する必要があると思います。 さらに言えば、答申をする前の段階で、この検証の内容について、市民から意見を聴取するような場があってもよいのではないかと思います。
内山会長	答申の前にですか。
B委員	これはやっぱり検証ですから、検証は検証として我々がひとつまとめますよね。結果として答申という形でまとめますけど、果たしてその答申が市民目線でどうなのかということについては公聴会、あるいはパブリックコメントのような形で、広く市民の意見を聴取するというようなことも、ある意味では必要なのかなと感じています。 あくまでも自治基本条例の検証は市民目線であり、市民

内山会長	主体でやらなければいけないということが基本にありますので、是非、御検討いただきたいと思います。 会長の立場でお話をさせていただきますと、委員さんは10人が10人とも市民ですよ。ですから、答申の前に審議会で決した答申書を、市民の目線で再検証するという御意見に受け止めたのですが、そういうことでしょうか。
B委員	手続き上の問題はあるかもしれませんが、我々の内々だけで検証して決めてしまって、それで自治基本条例の検証が終わりましたという形でよいのかなという気がするのです。
内山会長	10人の市民が長い時間をかけて答申書をまとめてきたわけですから、そのまとまった状況を答申するというのが、一番素直な内容ではないかと思います。 もし、今後、例えばホームページで公開されて、御意見をいただいたならば、今後の進めの中で反映できるところは反映していくという形をとっていけば、同じ形になると思いますが、事務局としての御意見はどうでしょうか。
事務局（河野課長）	B委員さんのお考えとしては、当初市民の方の意見というものがどうなのだろうということでお話があったと思います。それでアンケート調査ができれば一番よいということだったのですが、時間の関係があって今回はそういうことができませんでした。 今後の予定の中でもお話をさせていただきますが、市民の方が自治基本条例を、どこまで知っていたのか、認知していただいているのか、そういったものをはじめとして、参画と協働に関して、どういった考え方を市民の方がお持ちなのかを、お聞きするような形を取った方がよろしいかなというように考えております。 今回は先にはできませんでしたが、今後は市民の方の御意見も踏まえて検証するという流れを作っていくということで御理解い

	ただきたいと思います。
B 委員	是非、知恵を出していただいて、私が言わんとする気持ちを御勘案いただけるとありがたいと思います。
A 委員	今回の場合、10月末までに検証しなければいけないという問題もあり、市民から聞いたりできないから、行政の自己検証したものを受けて、検証をしようとしたのですが、この姿は、本来は違うと思うのです。 急に自治基本条例第20条に基づいて審議会を立ち上げたのですけども、どういうふうに審議するか、検証していくかをあまり議論しないで、実は審議会の条例もできてしまったし、審議会の進め方の議論もなしに第1回目できてしまったから、これは今更言っても仕方がない。 4年後の検証には今回のようなことがないようにしてもらいたい。私からの要望です。
内山会長	答申書の中に、検証の計画を策定するという項目が入っていますね。その中でまた議論を進めればよいと思うのですが。渡部さんは御理解をいただきましたか。
B 委員	今回は時間的に不可能ということですから、やはりこれからの課題ということで捉えていただいて、皆さんに考えていただきたい。 それから、答申書には「自治基本条例等の」とあるが、意見の資料では「自治基本条例の」となっています。
内山会長	今の御質問は2ページ目の一番頭のところですね。「2 自治基本条例等の検証の経過として」の「条例等」という意味合いですね。
B 委員	意見の資料の方には「等」が入っていないので、どちらが正しいのですか。自治基本条例以外に何があるのか確認したい。

内山会長	これについて説明をお願いします。
事務局（内田主査）	失礼いたしました。意見の資料ですが、脱字がございました。「等」が入っている方が正しい形になります。これは、前回の会議の際に、この検証に当たり自治基本条例、参画条例、住民投票条例の3つを検証しましたので、ここでは「等」を付けるのがふさわしいという御意見を踏まえたものです。ここは「自治基本条例等の検証の経過として」ということでお願いいたします。
内山会長	よろしいですか。
B委員	はい。
内山会長	その他に御意見はございますか。
B委員	確認したいのですが、3ページの検証の結果のところ、意見の資料の赤字の部分の御意見を出された方は、事務局の方では、これはある意味必要ないのではないかということなのですが、どうですか。
内山会長	答申書3ページの検証の結果、「自治基本条例の理念の具現化を図っていくこと」のところですか。
B委員	いや、意見の資料の1ページ目の検証の結果の3行目のところに赤字で書いてある御意見を出された方の御意見をいただきたいということです。
A委員	私は「具現化を図る」ということで構わないです。
B委員	それでよろしいのですか。私は、今回の答申書に少しわさびをきかせる意味では、こういう表現があってもよいのではないかと思います。答申書があまりスラスラいくより、こういう部分があっ

内山会長	た方が、むしろ答申書に真実味が出るのではないでしょうか。
事務局（内田主査）	ここは先ほど事務局でも御説明ありましたが、もう一度説明してもらえますか。 こちらの表現につきましては、資料に赤字で記載されている御意見は、前回の会議の発言でいただいた内容と同じ趣旨でございまして、その発言を踏まえて、本文に記載させていただいたというところがございます。事務局としましては、その意図は反映させていただいたということで考えております。 また、表現については、その発言についての議論が、深まっていないところがありましたので、その発言の趣旨を踏まえた形にさせていただきました。
B 委員	理解はできるのですが、この赤字で書いてある部分には自分も納得する部分があります。
内山会長	はい、それ以外に御意見はありますか。
B 委員	意見の資料 2 枚目の 4 ページ、第 20 条の検証の部分で「次回の検証に当たっては、この計画を作ることが必要です。」とあるのですが、この計画自体は、検証をする前に作っておかないといけないですね。 だから、「当たっては」という言葉はむしろちょっと、「この検証も前提として、この計画を作ることが必要です。」という方が、文面からすると妥当なのではないかと私は考えました。計画というのは、検証をする前に作っておかないといけない。それを実際の検証をする時には、計画の進捗状況とか、あるいは計画どおり行われているかどうかをチェックすることになると思うのです。 したがって「次回の検証の前提として、この計画を作ることが必要です。」というふうに改めた方が妥当ではないかと考えたのですが。

内山会長	答申書４ページ目「第２０条「検証」」のところです。ここでは、「次回の検証に当たっては」というところの御質問だと思いますが。
B 委員	「当たっては」という言葉を、むしろこの場合は「前提として」というふうに改めたほうがいいのではないかと、私としては気が付いたのですけど。
内山会長	おっしゃる部分は既にあります。というのは、その前にある２行を読んでいくと、理解できると私はそう理解したのです。 頭から読みますと「自治基本条例の具現化についての進行計画が必要であり、この計画があれば市民の誰もが検証しやすくなります。」とあり「次回の検証に当たっては、この計画を作ることが必要です。」とあるので、頭の部分のところで、それを作るタイミングを計れるのかなというふうに思います。
B 委員	当然、検証の前に作っておかないとおかしいのですけど。文章の終わりからすると、むしろ「前提として」にした方が理解しやすいと思います。
内山会長	あえて言えば「その次回の検証に当たっては、この計画に基づき」かもしれませんね。
B 委員	そうですね。
内山会長	とりあえず、直前の２行の文面を踏まえて、御理解をいただきたいと思います。
A 委員	よろしいですか。もしかすると審議委員の皆さんは、大変な答申をしているというのがお分かりになっていないのではないかと思います。

内山会長	それはどこから。
A委員	最初のところからです。だって、市民主体の自治が推進されているかということについては、推進されていないということにしてほしいのです。
内山会長	そうですね。
A委員	そのことを分かっていますよね。この答申は、言ってしまうと、今後の自治のあり方について答申したものですから、その結論から言えば、自治基本条例は浸透していないし、ましてや実現されてないという答申なのです。 だから、柔らかく言っていますが、これはすごく重い答申だという認識を私は持っているのですが、間違いですか。
内山会長	おっしゃるとおりだと思います。つまり、私たち委員は、それを自覚しなくてはいけないということですね。
A委員	というか、そういうことを市長に答申するわけですよね。
内山会長	そういうことです。
A委員	そうですね。私は少なくともここには簡単に書かれているけれど、要は、まだ認識度が高くないし、何も実現されていない、具現化されていないと言っているのだから、大変な答申なのですよ。
内山区長	神田さんの御意見は、委員自ら答申書の重要性を認識することと、その内容を、今後、自分たちも含めて、行政にも反映して、実現していくということですね。
C委員	ここまで何回かやってきた中で、周知されていないとか、市民

	と言いながらも自分自身にも置き換えて会議に出ていたので、ある程度の重さは分かったつもりはしています。
D 委員	自分たちの反省も踏まえて。
C 委員	そうですね。
内山会長	それを反映するためには、具体的な計画がないといけないのですね。どういう立場の人が何をやる、いつまでに何をやるかというような計画を作り上げないといけない。今回はそれがありませんでした。ここで答申する「計画作りを今後進めていく」という必要性が強く感じられます。ということで、重いということを認識して締めくくりたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。
全委員	(全委員了承した。)
内山会長	それでは御意見が出そろったところで、反省も踏まえて今後の展開を考えていかなければいけないということを認識しました。 それでは、以上を持ちまして、一旦進行を事務局にお返しいたします。
事務局（河野課長）	ありがとうございました。これから市長に答申をしていただきます。
	～～～ 答 申 ～～～
	(小島市長入室)
事務局（河野課長）	それでは、答申書を市長に提出していただきたいと存じます。
内山会長	内山会長から市長に答申書が提出された。

小島市長	小島市長から答申に対する御礼の挨拶がなされた。 (答申後、市長と審議会委員全員で記念撮影を行い、終了後、市長は退席した。)
事務局（内田主査）	(2) 今後の検討事項について 事務局から資料2について、説明がなされた。
内山会長	事務局から、案ということで説明がありましたが、皆さんの御意見及びアイディア等がありましたら、積極的に述べていただきたいと思います。いかがでしょうか。
A委員	課題についての議論ですけど、審議会条例第2条の2項と3項を主にやることになると思うのですが、2項と3項というのは、参画条例とも関わりがあるものです。ここに出てくる掲示板とかサポーターというのは各論の問題なのです。 大事なのは、参画と協働の推進体制を白岡としてどんなふうに作っていくのかということ。それから、もう一つは、これも長い間議論をしてきたことですが、協働のまちづくりをしていくための活動拠点、その拠点作りをどうするかということ。 市民が協働していくため、まちづくりをしていくため、市民が集まったり、市民と行政あるいは議会が話し合ったり、いろいろと検討したり、日常的にお互いの点検をしたりするような拠点作りが必要ということです。 この二つを中心にしながらイメージを膨らませて、それに基づいて具体的にサポーター制度をどうしていくか、それに基づいた掲示板をどうしていくのかというふうにしていくのが正論ではないかなというふうに思うのです。 だから、各論から入っていくのではなくて、大本の審議会条例第2条2項、3項の問題の話をして、それから各論

内山会長	のサポーター制度などをどう充実させていくのかという形で進めたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。 今の御意見ですと、例として挙がっています課題例のうち、2番目から6番目までの課題は各論であるということですね。 だから、まず、全体の計画をイメージして、その中には推進体制をどうするのか、活動拠点が必要なのかどうか、そういう検討が入ってきて、それらが固まってきたら各論に入っていくという形になるのでしょうか。いわゆる大計画です。その作りが一番大切だと思います。 先ほどの事務局の説明では、今後、月1回の6回の会議でまとめていきたいということでしたが、最初の2回くらい、あるいは3回くらいを使って最初の課題を検討することになろうかなという感じでしょうか。 推進体制は大変重要なところですから、時間を掛けて、どうやって検証するのかということをイメージすることだと思います。事務局の御意見や他にありますか。
D委員	今、神田さんがおっしゃったのは、今回の検証の振り返りを詰めておかないと次にいけないということですよ。
内山会長	そういうイメージですよ。
A委員	では、まず、この検証の締めくくりをやるべきでしょうか。今回、初めて検証したので、我々なりに経験を積んだということ踏まえて、次の検証に備えてまとめをしておく必要があると。それから、計画策定については行政で作りますということですがけれども、この辺のところも、この審議会できちんと審議をして内容を詰めなきゃいけないということもありますね。
B委員	今後の終着点なのですが、我々の委員の任期が29年の

内山会長 A委員	3月末までで、まだ一年半くらいはあるわけです。この審議会自体は期限があるわけではないので続きますが、現在の委員としての終着点というか、それを見定めた上でやるべきことをここである程度決めておく必要があるということになると思います。 基本的には、これに先立つ自治基本条例市民推進会議で市長に答申書を出しているわけです。その答申書には、キーポイントが二つありまして、一つが自治基本条例を推進していく上で、それを担保するための市民会議を作ること、もう一つが、第2条の3項にある市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関することです。 この審議会は、自治基本条例を推進するための市民会議に当たるというふうに私は理解しています。 そうすると、残りの一つ、市民活動に必要な情報を収集し、又は発信する場所をどういうふうにして作るのかということの具体的な検討が我々に与えられた使命だと私は理解しています。 したがって、少なくとも再来年の3月までには、その辺の結論を出したいと私は考えているわけです。 他に御意見は何かありますか。 いずれにしろ、今後、自治を進めていくためには、どうしても協働ということがキーポイントになってきます。 白岡も日本全体も人口が減っていき、今までのように役所中心で自治を進めていくということは、財政その他の面で不可能です。 だから、市民が参加して、分担し合うことなくしては自治は成り立たないということです。そうすると、自治を作っていくには協働しかないのです。協働をどうしていくかということは、ある意味、安定的な自治を白岡が作っていくためのキーポイントになっていくのです。そういう重要なことを我々が担っているのです。
------------------------	---

協働のまちづくりを推進していくというのは、自治基本条例でも市長も市政の中心だと言っているわけだから、本当にやる気を持ってやらないといけないし、審議会は推進に関すること責任を負っているわけだから、推進体制とかをきちっと考えていかないと責任放棄になると思います。

行政区だとか自治会を含めて、協働でしていくことは、まだいっぱいあるのです。「これは協働であればできるのではないか」「今役所でいろいろやっているけど、これは協働でやろう」というようなことをみんなで出し合い、ここで点検し合えば、役所任せではないまちづくりとして、いろいろなことができるはずなのです。

協働のまちづくりモデル事業も、補助金でない方がよいのです。役所が金を出すべきです。協働する事業は、一緒にやっているのだから役所が金を渡す必要はないのです。もらう方は迷惑だと思う。一緒にやるのに、なんでもらうのかなという感じがするし、補助金を管理して要綱に従って物事をやっていかなければいけないものだから。

役所は、ただアウトソーシングとしてしまえばいいわけではないし、それを協働とは言わないのです。一部分の協働であっても、両方で知恵を出し合って、汗をかいて、一緒に物事を作り上げる、お互いに学び合って、お互い高め合っていくということをしないと、これからの協働事業は進まない。

補助金はその意味では、協働としてはあまりふさわしくないのです。今までの協働の事業では、補助金で前進している例はあまりなく、まだまだ、協働という土俵が出来上がっていないのです。

だから、まず、推進体制をどう作っていくかということをやって、協働を浸透させて、協働の事業をたくさん作るということが大事なのではないですか。

我々、審議会自体が身近にあることを掘り起こして行って、これを協働でできないだろうかということで、やって

内山会長	みたらどうだろうか。市民と一緒にフォーラムをやってみたりすると面白いのですよ。役所の説明だけを聞くのではなくて、自分たちのやってきたことをお互いに発表し合うとか、そういうことをすると展望も出てくるし、白岡の将来が見えてくる感じがします。 人口が減ってきていて、働かない人が多くなっていますが、働かない人が多くなっているということは、協働の事業で役に立つ人が多くなっているということなので、プラスに考えていけば、可能性が出てくるのだろうと思っています。 協働のまちづくりモデル事業のスタートのときには、お金を出せばいいという問題だけではないと疑問を感じていました。そういうことも今後、議論する必要があるかと思っています。 いずれにしろ、最初に項目、検証の進め方、今回の検証の振り返り、これが非常に重要です。ここから課題をピックアップして顕在化して、それをどうすればどういう方向に向かっていくのかという議論になると思います。それが出来て初めて、2番目からの各論に入っていけるということになると思いますので、そのようなイメージでこの審議会を進めていきたいと思っています。 ここにいらっしゃる皆さんはたくさんの経験、知識をお持ちですから、知識や経験を土台にして、いろいろと自分のイメージを作っていて、この審議会の中で出していきたいと思っています。 各論が5つ挙がっていますが、この5つくらいでよろしいでしょうか。最初は「参画と協働のサポーター制度の普及」、2番目が「参画と協働の掲示板の普及」、3番目が「自治基本条例の普及を兼ねた市民の浸透度を図るアンケート」、4番目が「自治基本条例等の周知のためのパンフレットの作成」、5番目が「協働のまちづくりモデル事業のあり方の検討」ということで、その他に何かありますか。今思
-------------	--

	いつくもので結構です。
E委員	先ほどの議題に挙がっていたような活動拠点とか推進方法は、最初の部分で揉むということですか。
内山会長	重要なことですから最初に決めないといけない部分だと思います。ランクとしては、一番目の項目がトップで、その中に推進体制をどうするか、活動拠点をどうするか、そういったことを交えて大計画を作るということになるかと思いますね。
D委員	今回の研修の振り返りというのを始めにということで、その後の5つの項目なのですが、やっていく中で順番が変わることもあるのではないかと思います。
内山会長	そうですね。おっしゃるとおりです。
B委員	市民が主体的に協働に参加できるような仕組みと雰囲気をついに作っていくかということを我々はやろうとしている。だから、この審議会の役割は非常に重要なのです。市には、今このような審議会はいわゆる審議会しかないのですよ。この一年半の間で出来るかどうか分かりませんが、しかし、やらなければいけない要素がいろいろとあります。 市民には、気持ちの中で何かあるのだけど、どこにそれを言ったらよいのだろうか、どこに行けばやれるのだろうかという人が結構多いはず。やりたくなるインセンティブ、雰囲気、環境、設備、市民が集ってそこで自由に意見を交換しながら、こういうことやろうかというような場を作るとするのは大事なことです。 我々は、公の審議会なので、ここで答申したものについては基本的には市としては重く受け止めなければいけないわけです。そういう意味でしっかりやっていきたいと思うのです。

内山会長	ということで、今日のところはイメージを皆さん共通で持っていただいたということで、次の会議までに皆様のイメージを作り上げてきてほしいと思います。
A 委員	課題の問題はそれでよいのですが、進め方の問題として、審議会を毎回こういう形でやるのではなくて、審議会が主催をして行政と一緒にやってもいいのですが、他の市民と一緒に意見を聞くフォーラムだとか講習会だとか、そういうワークショップのようなものを多様に組み合わせながら、やった方がよいのではないかという気がします。 もう一つは、審議会自体にお客様を招いて学習会をするとか、そういうふうにした方が我々も審議会の委員として、もっと責任を持って意見を言うことができるということもあると思います。 皆さんで合意できれば、謝金が出ないというものでも構わないと思うので、そういうことを含めて柔軟に考えてもらえたらと思います。
B 委員	次回からそういうことについて、進めていくということで、今、A 委員に言われたことも意見として出していって、今後の検証の振り返りの中でそういうことを検討していきましょう。
A 委員	分かりました。
内山会長	今の皆さんのお話で思い出したのですが、作る会で議論した時に自治基本条例の中に「白岡らしさ」を入れたいということが議論されました。「白岡らしさ」を条例の中で表現するのは大変難しいのですよ。条例の中で表現できたのか分かりませんが、これから実行する中で白岡らしさが醸成できるような気がします。 それが、これからの進行計画をどうやって作るかという

事務局（内田主査） 事務局（河野課長） 事務局	ことだと思えます。いろいろな意味合いを含めて重要な進行計画になると思えますので、いわゆる基本計画ですから、そんな姿に出来上がったらいと思っています。 以上で「(2) 今後の検討事項」についての議論を締めたいと思えます。 (3) その他 次回の会議日時を 10 月 28 日（水）午後 3 時からとして提案し、了承された。 次回、10 月 15 日ぐらいまでに事前に問題点や意見を挙げていただき、それに基づいて議論をしていただくのはどうかという提案をした。 4 閉会 河野課長が閉会を宣言した。
--	---